

【公開用】 平成29年 第2回教育委員会（定例会）会議録

※秘密会議の決定があった議案審議、及び審議内容によって個人等が特定される恐れがある発言内容は公開していません。

期日：平成29年2月21日（火）

開会：午前10時00分

閉会：午前12時20分

場所：上天草市役所松島庁舎3階大会議室

1. 会議日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指名について
- 日程第 2 第1回（1月定例会）会議録の承認について
- 日程第 3 教育長の報告
- 日程第 4 非公開とする審議事項について
- 日程第 5 [議案第 9号] 未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還支援助成金交付要綱の制定について
- 日程第 6 [議案第10号] 上天草市教育委員会文書管理規程を制定する訓令の制定について
- 日程第 7 [議案第11号] 上天草市小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
- 日程第 8 [議案第12号] 上天草市大矢野学校事務センター組織運営規程等の一部を改正する訓令の制定について
- 日程第 9 [議案第13号] 上天草市小・中学校財務事務取扱要綱等の一部を改正する訓令の制定について
- 日程第 10 [議案第14号] 就学する学校の変更承認について
- 日程第 11 [議案第15号] 就学する学校の変更承認について
- 日程第 12 [議案第16号] 就学する学校の変更承認について
- 日程第 13 [議案第17号] 就学する学校の変更承認について
- 日程第 14 [議案第18号] 就学する学校の変更承認について
- 日程第 15 [議案第19号] 就学する学校の変更承認について
- 日程第 16 [議案第20号] 専決処分の報告について
(公文書の開示請求に対する開示等の決定について)
- 日程第 17 [議案第21号] 専決処分の報告並びにその承認を求めることについて
(特別支援学級就学予定児童の就学に関する諮問)
- 日程第 18 [議案第22号] 特別支援学級への児童の就学について
- 日程第 19 [議案第23号] 就学援助に係る要保護・準要保護児童・生徒の認定について
- 日程第 20 諸報告

2. 出席委員

山下勝一（委員長）、古川佐奈江（委員）、田中久美子（委員）、松本修吾（委員）、藤本敏明（教育長）

3. 欠席委員

なし

4. 議場に出席した者

舛本伸弘（教育部長）、中 文近（学務課長）、中田清治（社会教育課長）、福嶋光浩（教育審議員）、松尾伸之（学務課長補佐）、原田和久（社会教育課長補佐）、大石智奈美（学務係長）、渡辺龍也（学務主幹）

5. 教育長の報告の趣旨、議題及び議事の概要、議題となった動議及び動議を提出した者の氏名、質問又は討論をした者の氏名及びその要旨、議決事項 以下のとおり

開会 午前10時00分

○委員長（山下勝一君） おはようございます。出席委員が定足数に達しておりますので、これより平成29年第2回上天草市教育委員会定例会を開会いたします。会議日程はお手元に配布してあるとおりでございます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

○委員長（山下勝一君） 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名に松本委員及び松尾学務課長補佐を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 第15回（1月定例会）会議録の承認について

○委員長（山下勝一君） 次に日程第2。平成29年第1回定例会の会議録の承認についてを議題といたします。みなさんには会議の案内といっしょに配布しておりましたが、何か質疑等がありましたらよろしく願いいたします。

○学務課長補佐（松尾伸之君） 各委員の皆様よりご指摘いただきました文字等の修正につきましては、事務局で修正させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○委員長（山下勝一君） よろしいですか。それではお諮りいたします。第1回の委員会会議録については承認することにご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○委員長（山下勝一君） 全員ご異議なしと認め、承認することに決定いたしました。

日程第3 教育長の報告

○委員長（山下勝一君） 次に日程第3。教育長の報告をお願いします。

○教育長（藤本敏明君） 1月から2月にかけて、特に良かったのは、第43回郡市対抗熊日駅伝大会の男子が8位という今までにない記録で非常に喜びました。躍進賞もいただきました。本市の社会体育自体があまり上昇気流でない中で、こういう事が出てきたという事は非常に喜ばしいことです。人事異動の方も第3次が終わりまして、あと27日の臨時を残すのみでございます。以上です。

○委員長（山下勝一君） 今の報告につきまして何かご質疑等はございませんでしょうか。

日程第4 非公開とする審議事項について

○委員長（山下勝一君） 次に、日程第4。非公開とする審議事項について意見を伺います。

日程第10、議案第14号、日程第11、議案第15号、日程第12、議案第16号、日程第13、議案第17号、日程第14、議案第18号、日程第15、議案第19号、日程第16、議案第20号、日程第17、議案第21号、日程第18、議案第22号、日程第19、議案第

23号、及び日程第20、諸報告第(2)の不登校児童・生徒の状況について、第(3)のいじめの状況について、第(5)の心のアンケートについて、第(6)の前期選抜合格者内定数の報告については、プライバシー保護のため、秘密会議といたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○委員長(山下勝一君) 異議なしと認め、議案第14号から議案第23号までの10議案、並びに、諸報告の第(2)、第(3)、第(5)、第(6)につきましては秘密会議といたします。

日程第5 議案第9号 未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還支援助成金交付要綱の制定について

○委員長(山下勝一君) それでは、日程第5。議案第9号未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還支援助成金交付要綱の制定についてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務課長(中文近君) 2ページをご覧ください。議案第9号未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還支援助成金交付要綱について、未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金交付要綱を次のように制定する。平成29年2月21日提出。上天草市教育長藤本敏明。この件につきましては、前回の会議で触れたところでございますが、今回新たに要綱を制定するという事で、議題に提出いたしました。まず初めに目的のところを読み上げます。この要綱は、若者の市内における定住を促進するため、奨学金の返還に要する経費に対し、予算の範囲内で助成金と交付するものとし、その交付については、上天草市補助金等交付要綱(平成16年上天草市規則第35号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。ということで、2条から定義、3条に補助金の需給要件等をあげて第10条まで規定しております。本件につきましては、別にお配りしている資料をもとに説明させていただきます。カラー部分の未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金制度、返還助成型の導入についてを、見ていただきたいと思います。概要につきましては、先ほど申しました通り若者を地元定住促進するため、上天草市奨学金貸与条例に基づく奨学生を対象として、高校・大学等卒業後10年以内に市内に居住、就業した期間に応じて貸与総額の10分の1相当額を最大10年間助成する制度でございます。平成29年4月貸与分から対象といたします。平成28年度までの貸与分は助成対象外となります。助成は最短で平成31年度からになります。毎年度1年間市内に居住し就業した実態や奨学金返還を確認の上、翌年度に助成金を交付するものです。現行制度で貸与を受けている奨学生は、新制度に引き継がれて貸与を継続できます。奨学金貸与条例は現行のままです。これに今回この助成金交付要綱をプラスして助成をするということでございます。次のページをご覧ください。事例の方を説明させていただきます。まずは事例1です。高校3年間、平成29年度から貸与を受け、卒業から1年後に市内に居住・就業し、更にその後、市外へ転出・就業した場合、返還計画は返還総額720千円で期間は10年間と設定しますと、年額72千円返還することとなります。助成対象の対象金額は、年間に72千円ということになります。この表で行きますと、卒業後平成32年度に市外に就職されて、平成33年度市内に就業した場合、その平成33年度の実績を踏まえて、平成34年度に720千円の10分の1の72千円を助成するというものでございます。そして、平成37年度に市外に就業した場合は平成38年度からの助成金はなくなりますというものでございます。次に事例2です。大学1・2年生現行制度で貸与を受けられて、大学3・4年生で新制度の貸与を受けた場合でございます。卒業されて、例えば平成34年に市内に就業した場合、翌年度から助成は始まりますが、この方は総額1,440千円借りられておりますが助成の対象となるのが720千円となりますので、720千円の10分の1の72千円を平成35年度から助成するということとなります。次のページです。先ほどの事例と同じなのですが、再転入があった場合ということの事例です。高校1・2年生

が現行制度、3年生が新制度で貸与を受けた場合です。まず平成31年度に市内に就業すると平成32年度から新制度で借り受けた240千円の10分の1の24千円を助成するということになります。平成35年度に市外に就業ですから平成36年度から支援がなくなります。平成38年度に市内に就業すると翌年平成39年度から、24千円の助成が受けられるということになります。この制度は卒業後10年間を期限としております。この10年を過ぎると、助成はなくなるということです。なぜこの10年間かと申しますと、現行の貸与条例の方では、最大で返還期間10年間ということで設定していますので、助成もその10年間ということで設定しました。5ページには、要綱案の概要を掲載しております。提案理由といたしまして、人材の確保と若者の地元定住を促進するため、奨学金制度の一環として、平成29年度以降に上天草市奨学金の貸与を受けた人を対象に、市内に居住し・就業した期間に応じて貸与総額の10分の1を最大10年間助成する「未来への夢をつなぐ天草五橋奨学金返還助成金交付制度」を平成29年度から開始します。制度開始にあたり関係規定を整備する必要がございます。また、教育委員会規則その他教育委員会の定める規定を制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要がございます。ご審議の程よろしく申し上げます。

- 委員長（山下勝一君） 以上、事務局からの説明が終わりましたが、委員の皆さん、なにかご質疑等はありませんでしょうか。
- 委員（松本修吾君） 定住支援ですね。仮に市役所とかに就職した子どもたちも全部対象になるということですか。
- 学務課長（中文近君） すべて対象となります。
- 委員（松本修吾君） 人材不足で一番困られているのは、地元経営者ではないかと思うんですが、民間に人材が欲しいという事で支援する制度ではないかと思ったんですけど。
- 委員長（山下勝一君） 事業所の場合は、寄付という話も事前に伺っていますが、負担をしても来てほしいと思っています。しかし優秀な人材が地元に残るとい事が大前提なので、私は上天草高校生にも少しずつ話をしていきたいと思っています。
- 委員（松本修吾君） 市役所（公務員）には人材が集まりますが、それ以外の民間に人材が不足しているので、定住促進を図り支援する制度ではないかと思うんですけど。
- 委員（古川佐奈江君） 2ページの第3条（1）を読んだときに、平成30年4月1日以降に助成対象奨学金を返還した者又は返還している者であることだったので、すでに貸与は受けていたけれども、今も返還している人も対象になるのかと、この一部を読んで思ったんですけど、ここでは平成29年度からが対象になるということで、この文章では勘違いをしたので、もう少し詳しく説明していただきたいです。2点目は、例えば銀行等に勤めた場合それが大矢野支店は対象になるけれども、会社の都合で転勤になって、市外に異動した場合は、その期間だけ対象から外れるのか、また戻ってきたら対象になるのか、それから平成29年から高校で3年間、大学でも4年間貸与を受け続けたとして、最大いくらまで貸与が受けられるということですか。
- 学務課長（中文近君） 第3条1号の件につきましては、平成30年4月以降に奨学金を返還したということになっておりますので、これは最短の部分です。平成29年度に対象の貸与を受けた方が、次の年は卒業されて、平成30年度から返還を開始されます。ですから平成30年4月以降にということで設定しております。平成29年度に助成対象の貸与を受けた奨学金を一括で返還された方も、分割で返還された方も、1年間では10分の1相当額を助成しますということです。2点目は、条件としては、市内に居住して、市内の企業に就業している方です。支店等を有する企業であれば、市内に居住して、地元の企業に就職して転勤になられた場合は、住所を有して通われているという方は対象になるということで考えています。ここで読み取れない部分、細かな点につきましては別途定めたいと思っています。それから3点目の総

額は、高校3年間であれば、最大で720千円、大学4年間で1,440千円ですから、合計で2,160千円が最大の貸与額ということです。

- 学務係長（大石智奈美君） 大学院等も対象になります。
- 学務課長（中文近君） 大学院まで含めると、プラス720千円ですから、2,880千円になります。
- 教育長（藤本敏明君） これは、複数の奨学金の併用はできないんですよ。
- 学務課長（中文近君） 併用はできません。制度を利用するには、学生支援機構の奨学金は借りられないということです。奨学金の受給要件というのがありまして、市民税の所得割が304,200円未満の世帯ということで、貸与条例はしております。誰もが借りられるという訳ではありません。例えば、ご夫婦と中学生、高校生の4人の家族ですと、おおむね年収で9,100千円未満程度です。以上になると借りることができないということになると思います。
- 委員長（山下勝一君） もう一ついいですか。高校と大学の間に浪人した場合、就業をしないじゃないですか。大学に行こうと思って、継続して借りたいんだけど浪人してしまって、1年間空いた場合は、1年間は返還しないといけないんですか。
- 学務係長（大石智奈美君） 対応的には猶予というものがあります。猶予申請をして、認められるかどうかということになります。
- 委員長（山下勝一君） 認められればいいということですね。猶予が認められるとその後、卒業してから、10年間で7年間借りた分を償還すればいいということですね。
- 学務係長（大石智奈美君） 猶予期間は、予備校とかは基本的に対応できません。
- 委員長（山下勝一君） できないけれど、返還はいいということですね。大学院とか専門学校とかも含むということでもいいですか。
- 学務係長（大石智奈美君） はい含みます。
- 委員長（山下勝一君） 他にございませんでしょうか。
- 学務課長（中文近君） 財源ですが、ふるさと応援基金というのがありますので、これを活用するということにしております。企画政策課の方が、企業あるいは個人事業主にも、寄付を呼び掛けるということにしておりますので、そういった寄付も活用させていただくということで進めています。
- 委員長（山下勝一君） 他にございませんでしょうか。それでは、お諮り致します。議案第9号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。
[「異議ありません」という声あり]
- 委員長（山下勝一君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第6 議案第10号 上天草市教育委員会文書管理規程を制定する訓令の制定について

- 委員長（山下勝一君） 次に、日程第6。議案第10号上天草市教育委員会文書管理規程を制定する訓令の制定についてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。
- 学務係長（大石智奈美君） 議案第10号上天草市教育委員会文書管理規程を制定する訓令の制定について上天草市教育委員会文書管理規程を次のように制定することとする。この管理規程は、教育委員会の文書事務はこれまで上天草市の文書管理規則を準用し運用していました。教育委員会と執行機関が異なるため教育委員会として新たに規程を定め事務の適正かつ統一的な処理を図るため整備をするもので規程の上程をさせていただきました。制定の主な内容といたしましては、市の文書管理規則では、第1章総則、第2章文書の收受及び配布、第3章文書の作成等、第4章文書の整理、保存及び廃棄、第5章補則を規定しています。教育委員会では、

これまで同規則を準用して事務処理を行っており、本規程でも新たに規定する必要があるものを除き、準用する規定になっています。主な内容としましては、第1条から第3条までは、この規程の趣旨、文書の定義や種類などをそれぞれ規定しております。第4条は、文書の記号と番号付けについて規定したものです。第5条は、作成した文書を執行する場合の発信者名を規定したものです。第6条は、市の文書管理規則を準用する旨規定したものです。第7条は、教育委員会が所管する市立小中学校の文書については、行政機関と文書の種類や機器による処理が異なるため、別に定めることを規定しています。学校については、次回提案させていただきたいと思います。学校の方が、文書を統一する必要性がありましたので、その上位規則である教育委員会の文書管理規程から先に上程させていただきました。提案理由としまして、上天草市教育委員会の文書の管理について、これまで上天草市文書管理規則を準用していたが、教育委員会における文書事務の適正かつ統一的な処理を図るため、文書管理規程を新たに整備する必要がある。なお、教育委員会の定める規定の制定及び改廃することについては、上天草市教育長に対する事務委任規則第2条第2号の規定により教育委員会に諮る必要があります。ご審議の程よろしくお願ひします。

○委員長（山下勝一君） 以上、事務局からの説明がございましたが、ただ今のことにつきましてなにかご質疑等はございませんでしょうか。それでは、お諮り致します。議案第10号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○委員長（山下勝一君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第7 議案第11号 上天草市小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

○委員長（山下勝一君） 次に、日程第7。議案第11号上天草市小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務係長（大石智奈美君） 議案第11号上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の制定について上天草市立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を次のように制定することとする。13ページをお願いします。新旧対照表になっています。今回この規則を改正するのは、昨年度、大矢野地区を対象とした学校事務センターを作りました。松島・姫戸・龍ヶ岳については、共同実施事務といいまして事務職員が月に2回ほど集まって、手当のチェックとかしておりましたが、学校事務センターを昨年度上程しまして、今年度から実施していますが、大矢野中学校の学校事務センターの運営がとても良かったということで、松島・姫戸・龍ヶ岳も学校事務センター化をするということです。場所は、松島中学校で共同実施事務と職務内容がかぶりますので共同実施というのを廃止いたします。改正の理由としましては、平成29年4月1日から松島・姫戸・龍ヶ岳地区の小中学校を構成校として、上天草市南部学校事務センターを設置し、学校における給与事務、財務事務その他の事務をより集中的に処理できるようにするため、センター設置に関する規則の一部を改正するものです。主な内容をしましては、第26条の2、共同実施の規定は先ほどの説明通り不要となるため削ります。別表も同様です。第26条の3を第26条の2として、別表に、事務センターの名称として「上天草市南部学校事務センター」を規定し、拠点校に松島中学校を、連携校として小学校5校、阿村小・今津小・教良木小・姫戸小・龍ヶ岳小、中学校3校、阿村中・姫戸中・龍ヶ岳中を追加規定するものです。施行日は、平成29年4月1日といたしております。ご審議の程よろしくお願ひします。

○委員長（山下勝一君） 以上、事務局からの説明が終わりましたが、委員の皆さんからなにか

ご質疑等はありませんか。それでは、お諮り致します。議案第11号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議はありませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○委員長（山下勝一君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第8 議案第12号 上天草市大矢野学校事務センター組織運営規程等の一部を改正する訓令の制定について

○委員長（山下勝一君） 次に、日程第8。議案第12号上天草市大矢野学校事務センター組織運営規程等の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務係長（大石智奈美君） 議案第12号上天草市大矢野学校事務センター組織運営規程等の一部を改正する訓令の制定について、上天草市大矢野学校事務センター組織運営の規程等の一部を改正する訓令を次のように制定することとする。19ページの新旧対象表をお願いします。第1条関係につきましては、条文中で参照する規則の条項を整理し、第2条の用語の定義にグループ長を加え、第7条の連絡会議の構成員にグループ長及び教育委員会の担当職員を加えることとしたものです。第2条関係、上天草市大矢野学校事務センター長専決規程の一部を改正する訓令です。題名を上天草市学校事務センター長専決規程に改めるとともに、第1条中で参照する規則の条項を改めるものです。第3条関係、学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令です。第3条については、共同実施主任の専決を定めたものであるが、学校事務センターの設置に伴い、上天草市立小・中学校管理規則に規定していた事務の共同実施が不要となったため、同条の規定を削るものです。第4条関係、上天草市立小・中学校事務職員の職務に関する規程の一部を改正する訓令です。第2条の職務内容について、別表に規定している「共同実施に関する事務」を削るものです。第5条は、新旧対象はございませんが、共同実施規定の廃止を制定するものです。ご審議の程よろしくをお願いします。

○委員長（山下勝一君） 以上、事務局からの説明が終わりますが、委員の皆さんから、なにかご質疑等はありませんか。

○教育長（藤本敏明君） これは、事務センターが2つできるので、それをまとめるためということですね。

○学務係長（大石智奈美君） 南部学校事務センターを作りますということと、共同実施を廃止しますということです。規程の方は、大矢野とついていた部分をどちらにも適用できるようにしましたということです。

○教育長（藤本敏明君） グループ長というのは、どなたのことになりますか。

○学務係長（大石智奈美君） 主に共同実施主任とかが当たります。

○委員（古川佐奈江君） 第7条のところに、共同実施主任という言葉がなくなって、グループ長及び教育委員会の担当職員が加わってますけど、これは共同実施主任の中に今までも入っていたのか、新たに加わっていくのかお聞きします。

○学務係長（大石智奈美君） 共同実施主任会議の方が、お互いの事務調整とか入っていらしたので、教育委員会も入れたところで、会議をしており、実際に入っていたので、実務に合わせたということです。

○委員長（山下勝一君） 他にございませんか。それでは、お諮り致します。議案第12号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○委員長（山下勝一君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第9 議案第13号 上天草市小・中学校財務事務取扱要綱等の一部を改正する訓令の制定について

○委員長（山下勝一君） 次に、日程第9。議案第13号上天草市小・中学校財務事務取扱要綱等の一部を改正する訓令の制定についてを議題といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

○学務係長（大石智奈美君） 議案第13号上天草市立小・中学校財務事務取扱要綱等の一部を改正する訓令の制定について、上天草市立小・中学校財務事務取扱要綱等の一部を改正する訓令を次のように制定することとする。新旧対象表をお願いします。南部学校事務センターの設置に伴い、規定第1条に定める上天草市大矢野学校事務センターを改める必要が生じたため改正するものです。第1条関係、上天草市立小・中学校財務事務取扱要綱等の一部を改正する訓令です。第2条関係、上天草市立小・中学校備品管理要綱の一部を改正する訓令です。第1条の上天草市大矢野学校事務センターを上天草市小・中学校管理規則の条項を参照して、学校事務センターに改めるような改正になっております。施行日は平成29年4月1日となっております。よろしくをお願いします。

○委員長（山下勝一君） 以上、事務局からの説明がございましたが、委員の皆さんにかご質疑等はございませんか。それでは、お諮り致します。議案第13号は、ただ今ご審議いただきましたとおり承認することに、ご異議ございませんか。

〔「異議ありません」という声あり〕

○委員長（山下勝一君） ご異議なしと認めます。よって本案は、ご審議いただきましたとおり、承認することに決定しました。

日程第10 議案第14号 就学する学校の変更承認について

○委員長（山下勝一君） それでは、日程第10。議案第14号就学する学校の変更承認についてを議題といたします。この議題から、秘密会議といたします。この議案について、事務局からの説明を求めます。

※【 議案第14号から議案第23号までは秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【 秘密会議終了 】

日程第20 諸報告

○委員長（山下勝一君） 次に、日程第20。諸報告に入らせていただきます。まず報告第（1）3月の行事予定についての説明をお願いします。

○教育審議員（福嶋光浩君） 資料の41・42ページをご覧ください。主なものをお伝えします。3月9日が公立高校の後期の試験となっております。それと12日に第45回天草パールライマラソン大会が行われます。13日・14日が中学校の卒業式になります。委員の皆さん方には告辞の方をよろしくをお願いします。続きまして21日火曜日に定例の教育委員会を行います。それと23日・24日が小学校の卒業式になります。それと24日は小中学校管理職送別会になります。ご出席の方よろしくをお願いします。3月の主な行事を報告いたしました。

○委員長（山下勝一君） ただ今の報告について、なにかご質疑等はございませんか。次の報告第（2）、第（3）は秘密会議といたします。

※【 報告第2から報告第3までは秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【 秘密会議終了 】

- 委員長（山下勝一君） 次に報告第（４）教職員の勤務時間管理について説明をお願いします。
- 教育審議員（福嶋光浩君） ４４ページの方に１月の状況の方を載せております。１月の４名の方が該当に当たりますが、医師の面接等が必要な先生方はいらっしゃいませんでした。以上です。
- 委員長（山下勝一君） ただ今の件について、ご質疑等はございませんか。なければ次の報告第（６）前期選抜合格者内定数の報告については秘密会議といたします。

※【 報告第６は秘密会議の決定により審議内容は非公開 】

※【 秘密会議終了 】

- 委員長（山下勝一君） 次に報告第（７）平成２８年度３月補正予算の概要について説明をお願いします。
- 学務課長（中文近君） 資料は５０ページからでございます。全体の補正額としましては、それぞれ５１４，６９４千円を減額しまして、総額が１８，８３１，６７７千円となっております。教育部におきましては、今回の補正で５６，５８２千円を減額し、総額を１，１４２，２４２千円となっております。学務課所管の主なものについてご報告いたします。まず歳入については、５２ページでございます。４０目の教育費国庫補助金、中学校費補助金８３０千円の減額は、遠距離通学補助金が確定したことによって減額するものでございます。次に５４ページをお願いします。５４ページの財産収入において、建物貸付収入６００千円これは、教員住宅貸付収入の減額でございますが、当初予算で見込んでいた利用者数より実績が少なかったため、減額するものです。次に５８ページをお願いします。教育総務費の事務局費、報酬１，９７７千円の減額の要因は、自立支援コーディネーターが１名欠員しておりましたのでその分の報酬の減額でございます。次に５９ページをお願いします。小学校、学校管理費です。報酬１，８４７千円の減額の主なものは、学校図書館司書の欠員によるものでございます。同じく１３節委託料、１５，９１４千円の減額の主なものは、スクールバス運行業務委託料の入札残によるものです。次の６０ページです。教育振興費の使用料５，１４０千円の減額は今回パソコンの入れ替えをしております、パソコンリース料の入札残によるものです。同じページで、中学校費の学校管理費ですが、報酬１，６０８千円は、先ほどの小学校費と同様に学校図書館司書の欠員によるものです。次に６１ページをお願いします。１４節、使用料及び賃借料１，４９０千円の減額は、先ほどと同様にパソコンリース料の入札残によるものです。同じく２０節扶助費１，４６５千円の減額は就学援助及び奨励費の支給実績によって減額するものでございます。次に６４ページをお願いします。２０目、学校給食費は、４，４５６千円の減額でございますが、給食技師の再任用によって嘱託職員２名分の報酬が不要になったため減額するものでございます。以上で報告を終わります。
- 社会教育課長（中田清治君） 社会教育課の平成２８年度３月補正予算について、ご説明いたします。資料の５３ページをお願いします。歳入につきまして、４５目県補助金の地域未来塾県補助金２１５千円の減額は、熊本地震の影響により事業開始が遅れたため事業費の減額に伴うものです。次に、５５ページをお願いします。１５目雑入の自主文化事業収入の３７５千円の減額は、熊本地震の影響により出演予定者が出演できなくなり、事業が中止となったため、減額し補正するものです。次に、６１ページをお願いします。歳出の主なものといたしまして

は、市史編さん事業の調査謝礼784千円、及び62ページの消耗品186千円の増額につきましては、龍ヶ岳町樋島の藤田家で古文書等約1万点が発見され、その調査謝礼及び古文書を保管する文書箱の費用を増額するものです。次に、64ページをお願いします。15目体育施設費の委託料、松島総合運動公園テニスコート観覧席設置工事設計委託料3,000千円、同運動公園陸上競技場改修工事設計委託料4,000千円、及び大矢野スポーツ公園グラウンド改修工事設計委託料4,000千円の減額は、国の地方創生拠点整備交付金事業により整備を計画しておりましたが、事業申請を行っていましたが不採択となったため減額するものです。なお、他の各項目の減額につきましては、入札残及び不用額等による減額でございます。以上で報告を終わります。

○委員長（山下勝一君） ただ今の説明につきまして、なにかご質疑等はございませんか。次に報告第（8）平成29年度当初予算の要求状況について説明をお願いします。

○学務課長（中文近君） 報告（8）平成29年度当初予算の概要について報告いたします。66ページをご覧ください。平成29年度の予算編成を行うにあたり、昨年10月に財政課が示した平成29年度予算編成方針において、今後重点的に取組みが必要となる、①将来を見据えた基盤づくり、②未来を支える人及び財源づくり、③災害に強い地域づくりに寄与する事業、に対して最優先に配分することになりました。また、昨年度に引き続き、一部の経費を除き平成28年度比で10%削減とする、マイナスシーリング方式により予算を編成することになりました。まず、一般会計の歳出・歳入の総額は、16,848,207千円となっております。学務課では前年度より大幅に増額している事業のみ説明させていただきます。番号6番の学校規模適正化事業、これが2,289千円の増額です。阿村中学校が統合するにあたってそれに関する予算を計上しております。また、学校規模適正化計画というのが、平成28年度で終了しますので、平成29年度以降の計画について審議するため、審議会の委員の報酬等も計上しているところです。次に13番の教員住宅管理事業8,417千円前年度と比較し、増額となっております。これは、松島地区の今村住宅2棟の解体費を計上しております。次に25番の小学校一般管理事務事業3,173千円増えておりますが、これについては特別支援教育の補助員を前年度と比較して2名増員するというように増えています。次に28番の小学校校舎営繕事業1316万7千円の増額は、これは修繕等の経費に加えまして、中南小学校に外のトイレを設置しました。上小学校の校舎の改築に向けまして、調査等の経費を計上しております。今津小学校のスクールバスの発着地を整備するというので、委託関係で53,500千円計上しております。この事業についてはご覧の通りの増額となっております。次のページをご覧ください。42番の中学校一般管理事務事業これにつきましては、16,347千円となっておりますが、主には今回スクールバスの契約更新がありますので、この部分に関して増えているということです。以上です。

○社会教育課長（中田清治君） 資料の69ページをお願いします。社会教育課の平成29年度当初予算につきまして、ご説明いたします。新年度の当課の予算につきましては、前年度に比べ556,000千円の増額となっております。新たな事業としまして、スポーツの里づくり推進事業を重点とする、交流人口の増加及び住民のスポーツ振興を図るものです。内容につきましては、後ほどご説明いたします。主な事業では、6番の市史編さん事業の予算が前年度比、約800千円の減額となっておりますが、姫戸・龍ヶ岳地区の編さんの調査活動を平成29年度途中に完了しまして、執筆活動に移行し、早期に市史の発行につなげることであります。続きまして、14番の図書館運営事務事業につきましては、前年度比、18,000千円の増額となります。市立図書館4館をネットワークで結んでいる現在の図書館システムが6年以上経過する中で、主となるOSのサポート終了を迎え、今後セキュリティーの故障等の対応が困難となるため、新たなネットワークを構築し、図書館利用の利便性の向上と将来学校図書館との連携も対応可能なシステムを導入するものです。続きまして、16番の人権教育事業につきま

しては、平成29年10月に第46回熊本県人権教育研究大会天草大会が天草市を中心に開催されます。当市も分科会等の会場となっているところです。続きまして、18番のスポーツ活動事業につきましては、小学校の運動部活動を社会体育へ平成30年度までに移行するため、あり方検討委員会の開催やスポーツリーダーの育成を図るための研修会を開催し、スポーツ指導者の登録や社会体育へスムーズな移行ができるよう取り組んでまいります。続きまして、20番のスポーツ合宿誘致事業につきましては、バレーボールなどの合宿及び各種大会の誘致を図るため、新たな委託により事業推進を図るものです。具体的には、新規に主催する大会を誘致し継続して開催することで、県内や全国から参加していただけるスポーツ大会の開催に取り組めます。また、各種競技の合宿誘致を推進するためのチラシ等を作成し、中学、高校、大学等を訪問し合宿誘致の推進も図ってまいります。助成金につきましては、昨年度まで観光おもてなし課で事業を実施していましたが、より充実した事業を推進するため、平成29年度から社会教育課に移管されるものです。続きまして、22番のスポーツの里づくり推進事業につきましては、新規事業となります。各スポーツの合宿事業の拡大や、プロスポーツ競技のキャンプ等の誘致などに対応する施設整備やソフト事業を強化し、市内の宿泊施設等の利用促進を図り、経済活性化と子どもからお年寄りまで、誰でもいつでも身近にスポーツを楽しめる環境整備を行います。主な内容といたしましては、アロマ陸上競技場のインフィールド内を天然芝から人工芝へ改修、及び大矢野総合スポーツ公園内のトイレを和式から洋式へ改修し、施設を利用する住民や大会等で訪れた方の利便性を向上させ、大きな大会等への対応や避難所施設としての機能を高めるものです。続きまして、23番の総合スポーツ公園事業の大矢野総合体育館武道場LED化取替修繕6,200千円につきましては、水銀灯の替玉が特殊であり生産中止となっているため、全部をLED機器に取り換えることで、利用者の安全と施設利用の促進、経費節減を図ってまいります。続きまして、24番の総合センターアロマ事業のアロマメインアリーナ空調設備工事290,000千円につきましては、体育施設として、空調設備がないため夏場のスポーツ合宿や大会等の開催が厳しい状況にあります。今回空調設備を設置することで、より大きな大会やレベルの高い合宿等に対応するとともに訪れるスポーツ選手に安全で快適なスポーツ環境を提供してまいります。また、避難所に指定されていますが、安心・安全な避難所の機能向上も併せて図られると考えております。以上で平成29年度当初予算について、報告を終わります。

- 委員長（山下勝一君） 只今、事務局から説明がありましたが何かご質疑等はございませんか。
- 委員長（山下勝一君） 体育協会への補助金は、私も携わってきて毎年補助金が縮小されてきています。スポーツの事業の推進は重要な事と認識していますが、今年の予算はどうですか。
- 社会教育課長（中田清治君） 昨年度予算比、マイナス10%のシーリング枠が基本となり、体育協会の補助金も10%の削減を行っておりますが、県民体育祭に係る補助金については、ユニフォーム等の作成費用を計上しております。おっしゃるとおり、減額すれば活動推進や活性化も図られない事態が考えられますので、活動に対する補助金が妥当なのか等を精査することとしております。
- 委員長（山下勝一君） 他にご質問等ございませんでしょうか。他に委員の方から何かございませんか。それでは以上で予定された案件はすべて終了いたしました。これをもって平成29年第2回教育委員会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午前12時20分